

令和8年度 都立高校生「Global Challenge」 募集要項

1 本事業の目的等

(1) 目的

世界や日本の将来を担う人材となることを目指して、事前研修・海外留学・事後研修を実施し、海外で通用する生徒の英語力・課題解決力・リーダーシップ力向上、世界を意識したチャレンジ精神等を育成する。

(2) 求める人材

留学前、留学中及び修了後において、留学経験者として成果還元事業等の東京都教育委員会が指定する事業に協力できる者

2 留学予定先、留学予定時期・期間

(1) 留学先

留学先は次の3コースです。

ア オーストラリア

西オーストラリア州パース（予定）

イ ニュージーランド

オークランド（予定）

ウ カナダ

ブリティッシュコロンビア州バンクーバー（予定）

※ 各コースの詳細については、「別添1 令和8年度都立高校生 Global Challenge 内容について」を確認してください。

(2) 留学予定時期・期間

令和9年3月6日（土）以降【現地滞在期間：約3週間】

※ 志願する生徒（以下「志願者」という。）は留学先の国や地域、学校を指定することはできない。

※ 渡航については、社会情勢等により、延期や取止めとなる可能性があります。

3 留学者数

192名（各都立高等学校、都立中等教育学校から各1名）

ただし、オーストラリア 80名程度

ニュージーランド 60名程度

カナダ 60名程度

4 応募資格

次の全てを満たす者

(1) 都立高等学校、都立中等教育学校（後期課程）に在籍する者

- ※ 都立高等学校の第3（4）学年、都立中等教育学校の第6学年の生徒は、帰国後の成果報告会（令和9年5月予定）に参加できる者のみ、応募が可能です。
- (2) 「1 本事業の目的等」を理解し、学校の代表として修了まで使命感をもって全ての研修に参加し、留学期間も含め提出物を期限内に提出することが可能な者
- (3) 東京都教育委員会が本研修に求める生徒像を踏まえ、各学校で選考し、校長が推薦する者
- (4) 本事業実施にあたり必要となる、事前研修から海外渡航、事後研修、成果報告会に全て参加ができる者
- (5) 今年度、都立学校に在籍しながら留学又は休学により海外で学習を行わない者
- (6) 本事業の対外的な広報活動等で、事前研修から海外渡航、事後研修、成果報告会での活動の様子を録画・写真等で公表することに協力できる者
- (7) 高等学校等を卒業後も、本事業における学びや自己変容等の体験について、都教育委員会に継続的に情報提供するなど、その成果を東京都に還元できる者
- (8) パスポート及び渡航認証、ビザ等の取得に関して、保護者が主体的に手続きを進めることができる者
- ※ パスポート及びビザ等の取得は、迅速に進める必要があります。特にビザは、国籍によっては取得に数カ月かかる場合もあるため、応募時に参加希望生徒及び保護者が確実に取得できることを確認の上、応募してください。
- (9) 令和8年度「都立高校生等の海外派遣研修」（都立高校生「Global Visit」）への参加を予定していない者
- (10) 「次世代リーダー育成道場」の修了生（未修了の研修生も含む）でない者

※以下の条件を踏まえ、「次世代リーダー育成道場」の募集と同一年度に併願できます。

- ・同一年度に両方の参加者となることはできません。
- ・応募時に、「次世代リーダー育成道場」と都立高校生「Global Challenge」のどちらが第一希望とするかを志願書に記載します。
- ・都立高校生「Global Challenge」を第一希望とした場合、「次世代リーダー育成道場」の選考前に合格となる場合があります。その際、「次世代リーダー育成道場」は、選考対象外となります。

5 東京都教育委員会が参加生徒に求める推薦基準

校長は、推薦にあたって、志願する者に対して、以下の推薦基準に基づき、面接等による校内選考を行います。

- 心身共に健康で在籍校での出席状況及び生活態度が良好である者

※ 渡航先の状況は様々であるため、基本的に、自立して海外渡航及び現地滞在がで

き、長時間のフライトやバス等の移動に耐えられ、食事（アレルギー等）や宿泊、服薬等における必要な措置について生徒本人が判断して行動することができること

- 学業成績が優秀であり、学校生活と本研修を両立できる者
- 協調性を有するとともに、学校行事や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる者
- 本事業の趣旨を理解し、全ての研修に目的意識をもち、意欲的に参加できる者

6 応募方法等

(1) 応募書類

志願者は下記書類を作成し学校へ提出

ア 令和8年度 都立高校生 Global Challenge 志願書（様式1）

イ 令和8年度 都立高校生 Global Challenge 自己PRカード（様式2）

(2) 決定までの流れ

学校は、校内で選考を行い2名まで推薦者を選び、推薦書類を東京教育委員会に提出します。東京都教育委員会は学校の推薦に基づき、各校1名を参加者として決定する。

(3) 書類提出先

学校の指示に従ってください。

(4) 提出期限

学校の指示に従ってください。

7 決定通知

(1) 参加生徒決定通知

令和8年6月30日（火）に東京都教育委員会より、学校宛てに決定通知を送付します。

(2) 留学コース決定通知

令和8年7月下旬予定

8 事前・事後研修内容（全体計画）

参加生徒は、下記全ての研修に参加することを応募条件とします。

理由なく事前・事後研修に参加しない場合、現地への派遣は認めません。

成果報告会終了後、各参加生徒に「修了証」を授与いたしますが、下記の事前・事後研修全てに参加することを条件とします。

項目	日程	会場等	学習内容等（予定）
事前 研修	令和8年 8月30日（日） （予定）	外部会場 （集合研修）	【コースごとに実施】（午前または午後実施） ○開講式及び全体オリエンテーション ○分科会 ○事前課題説明
	各留学先へ出発 3週間前まで	オンデマンド	【全コース共通】 ○オンライン英会話の実施5回 （1回当たり30分程度）
	令和8年 12月予定	外部会場 （集合研修）	【コース毎に実施】（午前または午後実施） ○渡航前オリエンテーション
	令和9年 1月9日（土）	TGG （江東区） （集合研修）	○TGGで研修プログラムを受講（終日）
	令和9年 2月中旬	オンライン （検討中）	【コース毎に実施】 ○直前オリエンテーション
海外 留学	令和9年 3月	各派遣先国	【各派遣先国での留学】
事後 研修	海外留学終了後	各学校	【校内成果発表会】 ※海外留学で学んだ成果を校内で発表する。
	令和9年 5月（予定）	外部会場 （集合研修）	【成果報告会】 ※東京都教育委員会主催 ※当日は、プレス取材の可能性あり

9 参加生徒に係る必要経費

- (1) 本事業における航空券、現地での宿泊費・食事代・交通費、海外旅行保険料、東京都から支給するスマートフォン1台の貸与費用、当機の通信費（国内通話料、テザリングに係る通信費を含む）については、東京都が負担します。
- (2) 留学に係る(1)以外の諸経費及び事前研修等に要する交通費等、派遣時における、出発時・帰国時の空港と自宅間の交通費等は、自己負担とします。

また、渡航前に行うオンライン英会話に必要な端末及びインターネット接続に係る費用等は自己負担とします。

（ 諸経費等 ）

パスポート取得費用（写真代、申請費用等含む）、出入国に係る経費（入国ビザ・到着ビザ・（電子）渡航認証等取得に係る手数料等）、海外旅行保険基本契約以外の保険料、必要な際の健康診断・予防接種・英文処方箋発行等に係る費用、現地が必要とする費用（私用携帯電話通信費、現地プログラム以外に係る交通費、消耗品代、提供される3食分以外の飲食費等）

※ 例えば、居住地や渡航先によっては、渡航時の航空便が深夜便、早朝便となっ

た場合に係るタクシー代又は宿泊代(20,000円程度)等が自己負担として必要となる場合及び保護者による送迎が必要な場合があります。

※ 渡航認証等取得に係る手数料が自己負担として発生します。

※ 国籍によって、ビザ取得が必要な場合があります、100,000円程度自己負担として発生する場合があります。その費用は取得手続が間に合わず渡航できなかった場合でも、当該費用は自己負担となります。

※ パスポートの紛失等、生徒の過失により帰国が遅れる場合、及び生徒の意思によって帰国が早まる場合の現地滞在費用及び航空券代金等は自己負担となります。

※ やむを得ず、渡航が中止となった場合、パスポート取得費用等のそれまでにかかった費用についても自己負担となります。

(3) 島しょ地区の学校の参加生徒については、上記(1)、(2)の他、以下のとおりとなります。

【東京都が負担するもの】

・開講式、事前研修、留学本番、成果報告会時の竹芝(船)までの交通費(船代等)

【自己負担とするもの】

・竹芝(船)に着いてから目的地までの交通費に係る旅費

10 参加生徒資格の取消し等

事前研修の出席状況、取組状況、提出物等、本研修に参加する者として適格性に欠けると東京都教育委員会が判断した場合は、参加資格を取り消すことがあります。

11 成果還元への取組

派遣校は、研修成果を還元する機会として、校内での成果発表の場を設定するので、参加生徒は成果報告を行ってください。

また、東京都が実施する成果報告会には、参加生徒は必ず参加してください。

12 実施について

(1) 本事業は、東京都教育委員会が委託契約を締結する「株式会社 JTB」の添乗員及び現地コーディネーターなどが同行し、現地での安全・安心な留学へのサポートを行います。

原則、東京都立高等学校の教員や東京都教育委員会の事務局職員の引率はありません。

(2) 天災、感染症、テロ、戦争等のやむを得ない理由により、留学日程を変更することや留学を延期・中止することがあります。

(3) 国籍等の事由により必要となる書類(ビザ等)を、参加生徒や保護者が期日までに用意できない場合、渡航することができなくなるため、十分ご留意ください。

※ 参加生徒が複数の国籍を保有する場合には、手続きの都合上、申告してもらうことがあります。

- (4) 参加生徒が体調不良等により「現地での留学プログラム」に参加できなかった場合、当該生徒を次年度の同様のプログラムに優先的に参加生徒として決定するなどの特例措置は行いません。

13 その他留意事項

- (1) 本事業で収集した個人情報、選考・留学プログラム（事前研修等を含む）・帰国後の学校卒業以降に実施するアンケート調査の目的以外には使用しません。
- (2) 本事業の業務の一部を東京都が委託する事業者が事務局として担当します。
- (3) 本事業に関する連絡や報告書等の提出は、原則、電子メール及び留学支援システムを利用します。
- (4) 本事業の成果検証の一環として、本事業終了後及び卒業後も一定期間、修了生及び学校にアンケート調査等への協力をお願いします。
- (5) 本事業の対外的な成果報告・発表、広報活動として、事前研修、留学、事後研修、成果発表の様子画像や動画を公開することがある。

14 留学手続き

留学手続きに必要な書類については、開講式の際にコース毎に説明します。